第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１０６３号
大阪府和泉市阪本町568番地の93
破産者　迎居　昭子
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
大阪府和泉市和田町446番地の38
破産者　山田三枝子
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石337番地の１妙法寺グリーンハイツ203号、開始決定時の住所神戸市須磨区道正台１丁目１番３―2705号
破産者　岡本　道昭
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋127番地８、従前の住所兵庫県加古川市加古川町溝之口218番地の９
破産者　伊藤　哲也
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１３号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１港島住宅70号棟909号
破産者　岩崎技工所こと　岩崎　厚夫
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１４号
熊本市上代１丁目17番95号
破産者　江中　柾彦
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４０号
大分市大字常行８番地の４
破産者　溝邊　春喜
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６８号
大分市今津留３丁目３番11号タウンハウス孝Ⅱ101
破産者　工藤　和枝（旧姓塩崎）
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７８７号
旭川市５条西７丁目２番13―402号、開始決定時の住所札幌市中央区北６条西22丁目２番３―302号
破産者　高田　俊治
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道北見市美山町56番地29
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
青森市旭町２丁目14番19号
破産者　名古屋利榮
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
新潟県新発田市荒川1946番地
破産者　石塚　貴弘
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２８号
富山県魚津市仏田3775番地
破産者　小川　　進
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２６６号
滋賀県甲賀市水口町東名坂192番地―101号、前住所滋賀県甲賀市水口町松尾1013番地119
破産者　富山　茂昭
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０５号
大津市仰木の里７丁目23番７号、前住所大津市衣川２丁目13番30号
破産者　大川　昭文
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６９号
大津市美空町２番１―202号
破産者　横田亜基子
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０７号
滋賀県草津市草津１丁目15番18号
破産者　花房　良子
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
京都府宇治市小倉町南堀池83―20、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市神明宮北70番地の118
破産者　成清　利彦
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係